

建設工事従事者の安全及び健康の確保に 関する熊本県計画

令和2年（2020年）3月

熊 本 県

【計画策定の趣旨】

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資することを目的として、平成29年（2017年）3月に「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）」が施行された。

本計画は、同法第9条に基づく都道府県計画として、本県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な方針と取組の方向性を示すものである。

< 目 次 >

第 1 現状と課題

1. 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備…………… 1
2. 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保…… 1

第 2 基本的な方針

(法第 3 条関係)

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定…………… 4
2. 設計、施工等の各段階における措置…………… 4
3. 安全及び健康に関する意識の向上…………… 5
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上…………… 5

第 3 熊本県において総合的かつ計画的に講ずべき施策

(法第 10 条から第 14 条関係)

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等…………… 6
 - (1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等…………… 6
 - (2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定…………… 6
2. 責任体制の明確化…………… 7
3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施…………… 7
 - (1) 建設業者間の連携の促進…………… 7
 - (2) 一人親方等の安全及び健康の確保…………… 7
 - (3) 特別加入制度への加入促進等の徹底…………… 8
4. 建設工事の現場の安全性の点検等…………… 8
 - (1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進…………… 8
 - (2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の開発・普及の促進…………… 9
5. 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発…………… 9
 - (1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進…………… 9
 - (2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進…………… 10

< 目 次 >

第4 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な環境整備

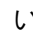
1. 社会保険等の加入の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
2. 建設キャリアアップシステムの活用推進・・・・・・・・・・11
3. 建設業退職金共済制度の加入促進等・・・・・・・・・・12
4. 働き方改革の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
5. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化・・・・・・・・・・ 13
6. 外国人労働者の労働災害防止対策・・・・・・・・・・ 13
7. 県計画の推進体制等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第1 現状と課題

1. 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備


本県の建設業における労働災害の発生状況は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の改正による危害防止基準等が年々充実強化されるとともに、建設業者等による長年にわたる自主的な労働災害防止活動が相まって、長期的には減少傾向にあるものの、平成28年（2016年）以降は、熊本地震による大幅な建設需要を受け、震災前と比較すると高い水準で推移している。

労働者死傷病報告によると、建設工事の現場での災害により、平成30年（2018年）には休業4日以上死傷者数が335人（うち死亡者7人）発生しており、事故の型別に見ると「墜落・転落」によるものが127人と全体の4割近くを占めている【図1】。

一方、いわゆる一人親方（)等は、労働安全衛生法上の労働者には当たらないため、同法の直接の保護対象には当たらないものの、建設工事の現場では他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、厚生労働省の調査によれば、平成30年（2018年）には県内で1人の一人親方が労働者以外の業務中の死亡者として把握されている。

これら一人親方等を含めた建設工事従事者の労働災害の発生状況を重く受け止め、建設業における災害の撲滅に向けて、一層の実効性のある取組を推進する必要がある。

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、公共工事のみならず全ての建設工事について、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、さらに建設業者等による取組を促進していくこと等が重要であるが、その前提として、請負契約において適正な請負代金や工期等が定められること、建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上が図られること等が強く求められている。

 「一人親方」とは、労働者を使用しないで土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更若しくは、解体又はその準備の事業（大工、左官、とび職人など）等の事業を行うことを常態とする者であり、「一人親方等」とは、これに中小事業主、役員、家族従事者を含む。

2. 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

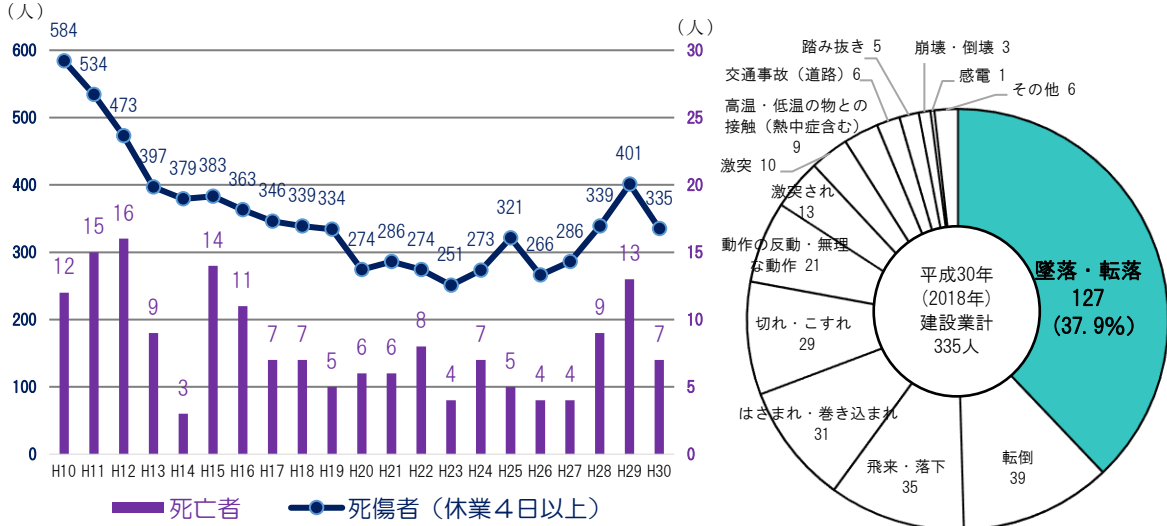
建設業においては、近年技能労働者等の賃金水準は上昇傾向にあるものの、未だ他産業の労働者と比べて低い水準にある【図2】。また、他産業では一般的となっている週休二日の確保が十分ではなく、総労働時間が長くなっている状況にある【図3】。

本県においても、建設工事従事者の高齢化が進行し【図4】、人材の確保が喫緊の課題となっている中、建設業を魅力的な仕事の場とし、処遇の改善や技能・技術の振興を含めた地位の向上を図りつつ、若年層の入職促進及び中長期的な担

い手の確保を進めていくことが急務である。

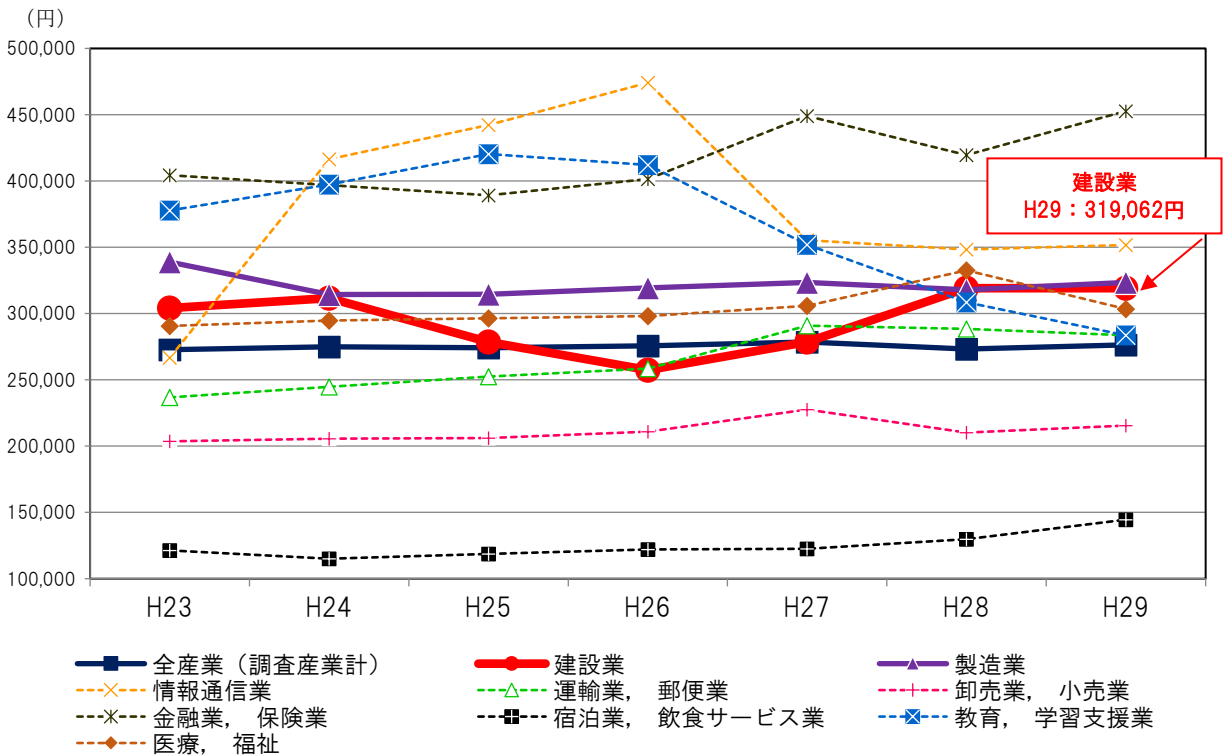
【図1】 県内建設業における労働災害発生状況

(労働者死傷病報告による休業4日以上 の災害であり、一人親方等は含まれていない)



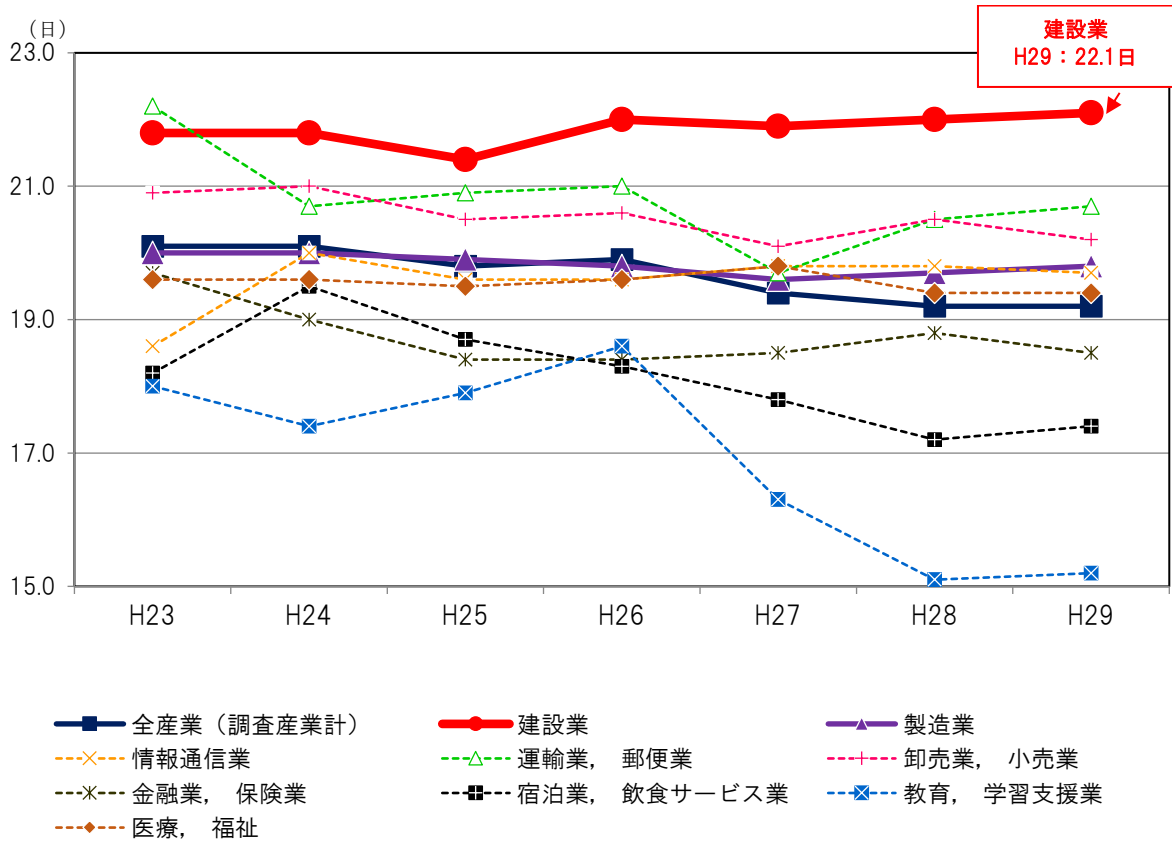
【出典：熊本労働局公表資料】

【図2】 県内産業別常用労働者の平均月間現金給与総額の推移 (事業規模5人以上)



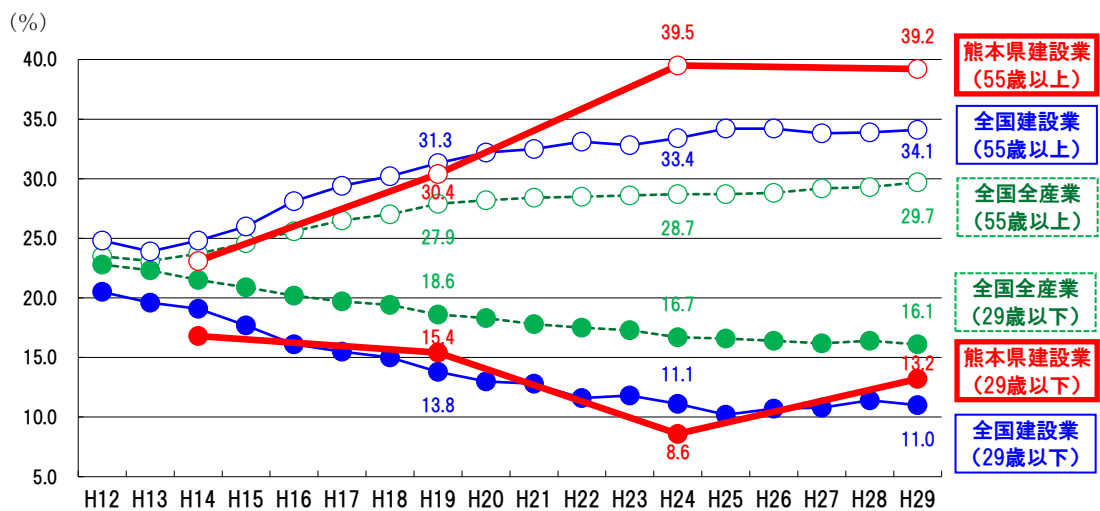
【出典：毎月勤労統計調査(県統計調査課)】

【図3】 県内産業別常用労働者の月間出勤日数の推移（事業規模5人以上）



【出典：毎月勤労統計調査（県統計調査課）】

【図4】 建設業従業者の年齢構成の推移



【出典：建設業就業構造基本調査（総務省）、労働力調査（総務省）】

第2 基本的な方針

(法第3条関係)

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定

建設業の請負契約において、仮に不当に低い請負代金や不当に短い工期で締結されれば、受注者に工事の施工方法、工程等について技術的に無理な手段等を強いることになり、適正な施工が確保されず、労働災害や公衆災害等の発生につながる恐れがある。

そのため、請負代金については、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映し、建設工事従事者の安全及び健康に関する経費を適切に確保する必要がある。特に安全衛生経費については、労働安全衛生法において、建設工事の現場における元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることが義務づけられていることから、元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用である。

また、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3（㊦）に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものであるため、請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要である。

工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件等による不稼働日等を踏まえ、週休二日の確保等をした上で、工事を施工するための日数を適切に設定することが必要である。特に、年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込む等、工事施工に必要な日数を確保することが必要である。

なお、令和元年（2019年）に成立した「新・担い手3法」（㊦）においても、適正な工期設定、施工時期の平準化、適切な設計変更等が規定されたことから、発注者及び受注者双方が法の趣旨を踏まえた取組を推進する必要がある。

㊦「建設業法第19条の3」（不当に低い請負代金の禁止）

「注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。」

㊦「新・担い手3法」とは、働き方改革や生産性向上、災害への対応など建設業を取り巻く新たな課題や引き続き取り組むべき課題に対応するため、一体的に改正された「建設業法」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」をいう。

2. 設計、施工等の各段階における措置

建設工事は、屋外で施工されることが多いため、気候、地形、地質等の自然条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件の配慮から、工事現場ごとに施工方法が異なる。

そのため、設計段階においても、建設工事の現場の施工条件を十分に調査した上で、建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した施工方法等を検討することが重要である。

また、施工段階においては、元請負人の統括安全衛生管理のもと、関係請負人がそれぞれの役割分担により漏れなく安全措置を講ずる必要がある。その際、労働安全衛生法令に基づく最低基準の措置だけでなく、建設工事の現場における危険性・有害性を評価（リスクアセスメント）して、当該リスクを低減し、安全及び健康を確保するための措置を、自主的に講ずることが重要である。

3. 安全及び健康に関する意識の向上

元請負人及び下請負人の安全及び健康に関する意識が低い場合、例えば一人の建設工事従事者が不安全な状態にあったとしても、請負代金や工期の制約、現場作業の多忙等から、それが看過され、適切な作業手順を踏まないといった不安全行動を誘発する恐れがある。

したがって、今後さらに労働災害の減少を目指すためには、施工方法や設備面の対策と同時に、建設工事従事者の安全及び健康に関する建設業者等及び建設工事従事者の意識を高める教育の実施や、建設業界全体として「安全文化」、すなわち、建設業者等及び建設工事従事者が安全及び健康を最優先にする気風や気質をさらに醸成していくための取組を促進していくことが必要である。

4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、建設業者等による建設工事の現場の状況に即した取組を促進していくこと等が重要であるが、その前提として、課題を解決するため所要の環境整備を進め、適切な賃金水準の確保、社会保険等（）の加入徹底、休日の確保や長時間労働の是正等の働き方改革の推進等の処遇の改善や地位の向上が図られること等が必要である。

〔 「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。 〕

第3 熊本県において総合的かつ計画的に講ずべき施策

(法第10条から第14条関係)

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されることが重要である。一方、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるよう、現在、国において検討中の施策を踏まえ、実効性のある対策を講じる。

加えて、労働安全衛生法において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて労働災害防止対策を講ずることが義務づけられていること、また安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものであることから、立入検査等を通じ、法令遵守の徹底を図る。

主な取組 (◎新規 ○継続 □拡充)

- 最新の積算基準、労務・資材単価や施工の実態等を的確に反映した予定価格の設定【県】
- 施工条件の変化等に応じた適切な設計図書の変更【県】
- ◎ 国の検討結果を踏まえた下請負人まで確実に支払われる施策の推進【県】
- 立入検査や建設業者説明会等を通じた法令遵守の徹底【県】
- 安全衛生経費の確保に関するリーフレット等による周知【熊本労働局】

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定

建設工事従事者の健康保持、災害防止等の観点から、週休二日の実現や労働時間の削減に向け、請負契約において、休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められ、適正な工期が確保されるとともに、やむを得ない事由により工期内に工事が完了しない見込みの場合は適切な工期延長が行われる等の環境を整備する。

また、一時期に工事が過度に集中することを避けるため、債務負担行為の積極的な活用等により施工時期を平準化する等、計画的な発注を行う。

主な取組 (◎新規 ○継続 □拡充)

- 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」に基づく適正な工期設定や適切な工期延長の実施【県】
- 週休2日を実施する工事の対象範囲の拡大【県】
- 工事現場からの質疑等に対し、発注者が原則、24時間以内に回答するワンデーレスポンスの徹底【県】
- 余裕期間を見込んだ早期契約制の積極的な活用【県】
- 債務負担行為や繰越明許費の積極的な活用【県】
- 中長期的な工事の発注見通しの公表【県】

2. 責任体制の明確化

建設工事の適正な施工を行うためには、元請負人、下請負人それぞれが請負契約の内容に基づき、求められる役割を適切に果たすことが必要である。このため、立入検査等を通じ、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、法令遵守の徹底を図る。

また、各建設業者が自らの役割に応じた適切な安全衛生対策を講ずるよう、中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援を行う。

主な取組 (◎新規 ○継続 □拡充)

- 立入検査や建設業者説明会等を通じた法令遵守の徹底【県】(再掲)
- 労働安全衛生法に基づく元請負人及び下請負人の責任体制構築のための個別指導及び集団指導の実施【熊本労働局】
- 安全衛生教育(講習)及び安全衛生パトロールの実施【建設業労働災害防止協会熊本県支部】

3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施

(1) 建設業者間の連携の促進

現場における元請負人及び下請負人の労働者の混在作業によって生ずる労働災害防止のため、関係団体・機関と連携し、作業間の連絡調整、下請負人への指導・安全衛生教育への支援、現場内の設備・機械等の安全確保や職業性疾病の防止等、労働安全衛生法に基づく元請負人による統括安全衛生管理の徹底を図る。

主な取組 (◎新規 ○継続 □拡充)

- 建設現場における統括安全衛生管理に関する指導【熊本労働局】

(2) 一人親方等の安全及び健康の確保

一人親方等の安全及び健康の確保を促進するためには、労働者だけでなく一人親方等を含めて建設現場における措置を統一的に実施することが必要である。このため、国による一人親方等が業務中に被災した災害に関する分析等の情報を収集し、関係機関・団体で共有する。

また、一人親方等に関しては労働安全衛生法の直接の保護対象には当たらないため、一人親方等に仕事を注文する立場の建設業者による一人親方等の安全及び健康への配慮を促進するとともに、一人親方等に対してその業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等を支援する。

主な取組 (◎新規 ○継続 □拡充)

- 一人親方等に対する建設現場での安全衛生教育（講習）及び安全衛生パトロールの実施【建設業労働災害防止協会熊本県支部】
- 一人親方等に対する技術指導【熊本県建設業協会】

（３）特別加入制度への加入促進等の徹底

一人親方については、労働法制上の保護の対象となる労働者ではないため、本来の労災保険の対象とならないことから、労災保険への加入を希望する場合、特別加入者として任意加入する必要がある。

現場において労働者としての実態がある者については、労働者として扱うよう改めて周知・指導を行うとともに、元請負人等を通じて一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進を徹底する。

主な取組 (◎新規 ○継続 □拡充)

- 特別加入制度に関するリーフレットによる周知【熊本労働局】

4. 建設工事の現場の安全性の点検等

（１）建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進

建設工事の現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者がリスクアセスメントを実施し、さらには自社の安全衛生に関する対策について計画・実行・評価・改善する仕組み（マネジメントシステム）を構築することが重要である。このため、国のリスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例や、建設業者及び関係団体による安全衛生活動の取組事例の発信を通じ、建設業者の活動に対する支援を効果的に実施するとともに、建設工事の完了時等における建設業者の安全衛生管理を評価する取組を推進する。



また、安全性の点検等に関する建設業者や関係団体の自主的な研修会、講習会等の取組を一層促進するとともに、建設工事の現場における安全性の点検・パトロール等の自主的な取組を一層活発にするため、立入検査時に安全対策の項目を追加する等、現場点検を強化する。

主な取組 (◎新規 ○継続 □拡充)

- 工事成績評価における安全対策に係る取組の評価【県】
- 発注機関による安全対策に係る立入検査の強化【県】
- 国や地方公共団体の発注機関と連携した建設現場安全パトロールの実施【熊本労働局】
- 支部・部会による安全パトロールの実施【熊本県建設業協会】


(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の開発・普及の促進

建設工事従事者の安全及び健康に配慮した建築物等の設計の普及を推進するため、施工の安全性に配慮した建築物等の設計に係る先行事例の普及を促進する。

また、ICT建機（）やUAV（）を活用することで重機回りの丁張り作業や法面測量など危険を伴う作業等を減少させる i-Construction を推進するとともに、生産性向上にも配慮した安全な工法等の普及を推進する。

さらに、国の各種ガイドラインを踏まえた安全な施工の普及を図るとともに、公共工事のみならず民間工事にも活用できる国の「公共工事等における新技術活用システム」や本県の「熊本県新技術・新工法活用促進支援工法」を周知することにより新技術の効果的な活用を促進し、また、新技術開発等に取り組む建設業者を評価する取組を推進する。

この他、熱中症による労働災害を防止するため、作業環境の改善を図るための支援策を実施する。

 「ICT建機」とは、情報通信技術（Information and Communication Technology）を活用した建設機械をいう。

 「UAV」とは、unmanned aerial vehicleの略で、ドローン等の無人航空機をいう。

主な取組（◎新規 ○継続 □拡充）

- ICTを活用した工事の対象範囲の拡大【県】
- 入札参加資格審査における新技術開発等に取り組む建設業者の評価【県】
- 従業員の労働環境改善に取り組む建設業者に対する経費の補助【県】
- 熱中症対策に資する現場管理費の補正【県】
- 熱中症予防に係る教育（講習）の実施【建設業労働災害防止協会熊本県支部】
- 生産性向上に関する技術研修会の実施【熊本県建設業協会】

5. 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

(1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進

労働安全衛生法で定められた法定の教育のみならず、安全衛生管理の能力向上教育など建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた教育を促進するとともに、安全衛生教育に取り組む建設業者を評価する取組を推進する。

また、受注者のみならず、発注者も含めた安全意識の高揚を図ることが重要であるため、双方を対象とした事故防止講習会を実施する。

主な取組 (◎新規 ○継続 □拡充)

- 入札参加資格審査における安全衛生教育に取り組む建設業者の評価【県】
- 建設業者及び発注者を対象とした事故防止講習会及び労働安全衛生研修会の実施【県】
- 安全衛生教育（講習）及び安全衛生パトロールの実施【建設業労働災害防止協会熊本県支部】（再掲）

（２）建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

建設業者等や建設工事従事者が安全及び健康に関して高い意識を持ち、建設工事の現場の安全を高めるための自主的な取組を促進する必要があるため、各建設工事の現場に関し建設業者等が実施している、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識啓発に係る創意工夫事例をはじめとした建設業者等の安全衛生活動の取組や災害対応事例について情報を発信する。

また、建設工事の現場において、安全衛生水準の向上等について顕著な実績をあげた建設工事従事者や、建設業者、関係団体等を表彰すること等を通じて、関係者の意識を高め、もって安全衛生水準をさらに高めていくとともに、建設工事従事者の技能者としての地位の向上にも繋げる。

加えて、各建設工事の現場において、建設工事従事者のメンタルヘルス対策や熱中症対策等、心身の健康を確保するための自主的な取組を支援するとともに、建設工事従事者が利活用できる健康相談窓口の周知を図る。

主な取組 (◎新規 ○継続 □拡充)

- 従業員の労働環境改善に取り組む企業に対する経費の補助【県】（再掲）
- 優良事業場、優良工事現場及び安全優良職長に対する安全表彰の実施【建設業労働災害防止協会熊本県支部】
- 建災防方式健康KY、無記名ストレスチェック制度による職場環境改善【建設業労働災害防止協会熊本県支部】
- 熱中症予防に係る教育（講習）の実施【建設業労働災害防止協会熊本県支部】（再掲）
- 年末年始無災害運動、年度末労働災害防止強調月間等の実施【建設業労働災害防止協会熊本県支部】
- 全国健康保険協会（協会けんぽ）と連携したヘルスター健康宣言の実施【熊本県建設業協会】
- 支部・部会の安全大会における労働災害防止標語表彰や無事故表彰の実施【熊本県建設業協会】

第4 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な環境整備

1. 社会保険等の加入の徹底

本県では、労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保及び社会保険等に係る法定福利費を適切に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、これまでに建設業許可申請時の未加入業者への指導及び関係機関への通報、県発注工事からの未加入業者の排除等の取組を段階的に進めてきた結果、加入率は着実に上昇してきている。

一方で、未だ未加入の建設業者及び建設工事従事者も存在し、十分な法定福利費が確保できていないとの声もあるため、引き続き、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び社会保険等の加入の徹底について実効性のある対策を推進する。

また、契約の形態が一人親方との請負契約であっても、実態として労働者に該当する場合には、社会保険等の加入の必要や労働基準関係法令が適用されることについて、建設業者等及び建設工事従事者に対し周知を徹底する。

主な取組 (◎新規 ○継続 □拡充)

- 建設業許可申請時の未加入業者への指導及び関係機関への通報【県】
- 入札参加資格審査における未加入業者の排除【県】
- 下請負人からの未加入業者の排除及び違反した場合の元請負人に対するペナルティの措置【県】
- 受注者に対し法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出義務付け【県】
- 予定価格に含まれる法定福利費概算額の公表【県】
- 立入検査や建設業者説明会等における一人親方の取扱の周知【県】
- 未加入業者（雇用保険）に関する県からの通報による調査、指導【熊本労働局】

2. 建設キャリアアップシステムの活用推進

平成31年（2019年）4月から本運用を開始した建設キャリアアップシステムは、建設工事従事者それぞれの経験と技能に応じた育成と処遇が受けられる環境の整備、また、書類作成の簡素化など現場管理の効率化、ひいては建設業の担い手確保につながるものと期待されるため、同システムの普及を積極的に推進するとともに、入札参加資格審査における加点措置等、普及・利用促進のための取組を実施する。

主な取組 (◎新規 ○継続 □拡充)

- 建設業者説明会等における周知【県】
- ◎ 建設キャリアアップシステムに登録した建設業者に対する評価の検討【県】

3. 建設業退職金共済制度の加入促進等

建設工事従事者の福祉の増進及び雇用労働条件の改善を図るため、建設業退職金共済制度の加入を引き続き促進するとともに、被共済者である建設工事従事者に共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に購入及び貼付されるよう適正な履行確保を推進する。

主な取組（◎新規 ○継続 □拡充）

- 受注者に対する建退共掛金収納書の提出義務付け【県】
- 経営事項審査における適正な履行確認【県】
- 各種説明会やホームページ等による広報の実施【熊本労働局】
- ラジオCMやポスター・リーフレットの配付等【熊本県建設業協会】

4. 働き方改革の推進

総労働時間が長く、休みが取れないことや、賃金が高産業の労働者と比べて低い水準にあることが、建設業における若者の入職に当たっての障害・離職理由となっている。このため、平成30年（2018年）3月に国が策定した「建設業働き方改革加速化プログラム」等を踏まえ、適正な工期設定、週休二日の推進等の休日確保、適切な賃金水準の確保等、公共工事のみならず全ての建設工事について、建設業における働き方改革を進める。

また、改正労働基準法の施行により、建設業においては令和6年（2024年）4月1日から時間外労働の上限規制が適用されることから、労働時間削減の自主的な取組を促進するため、労働時間に関する法制度の周知徹底を図る。

主な取組（◎新規 ○継続 □拡充）

- 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」に基づく適正な工期設定や適切な工期延長の実施【県】（再掲）
- 週休2日を実施する工事、ICTを活用した工事の対象範囲の拡大【県】（再掲）
- 公共工事における現場一斉閉所の実施【県】
- ◎ 建設業者説明会等における労働時間削減に関する法制度の周知【熊本労働局・県】
- 働き方改革推進熊本地方協議会を構成する関係団体・機関と連携した取組の実施【熊本労働局・県】
- 働きやすい職場環境づくりを推進する出前「勤労者セミナー」の実施（講師派遣）【県】

5. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

建設工事の現場においては、前述のとおり、墜落・転落災害による死傷者が最も多く、平成30年（2018年）の県内の労働災害における死亡者7名のうち6名が足場等からの墜落・転落災害による状況にあるため、墜落・転落災害の撲滅に向けて、労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図る。

加えて、足場からの墜落・転落災害については、厚生労働省が公表している「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に示されている、労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及の促進を図る。

また、墜落・転落災害防止対策の充実強化に関する国の調査・検討中の対策を踏まえ、実効性のある対策を講ずる。

主な取組（◎新規 ○継続 □拡充）

発注機関による安全対策に係る立入検査の強化【県】（再掲）

個別指導や集団指導による「より安全な措置」の普及促進【熊本労働局】

6. 外国人労働者の労働災害防止対策

本県の建設業における外国人労働者数は、令和元年（2019年）10月末現在で1,166人と前年同期比276人（31.0%）増加しており、今後も増加することが見込まれる。

外国人労働者は一般的に日本の労働慣行や日本語に習熟していないため、雇入れ時に安全衛生教育を徹底するとともに、その実施に当たっては視聴覚教材を用いる等、適切な工夫を施して、作業手順や指示・合図の理解を促進する。

7. 県計画の推進体制等

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、厚生労働省熊本労働局、国土交通省熊本河川国道事務所、熊本県、建設業者団体等が情報共有や連携を図りつつ、施策の着実な遂行を推進するとともに、市町村に対しても本計画の浸透を図る。

なお、本計画に定める施策について、国の基本計画に変更があった場合や、その他の事由により必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する。

主な取組（◎新規 ○継続 □拡充）

建設工事関係者連絡会議を構成する関係団体・機関と連携した取組の実施【熊本労働局・熊本河川国道事務所・県・建設業労働災害防止協会熊本県支部・熊本県建設業協会】

九州ブロック発注者協議会熊本県部会等を通じた市町村への情報提供【県】

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する熊本県計画

策定年月：令和2年（2020年）3月

担当部署：熊本県土木部監理課

〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6-18-1

TEL：096-333-2485

FAX：096-381-5404